

設計業務の書面契約義務化や一括再委託（丸投げ）の禁止などを柱にした改正建築士法が、20日の参院本会議で可決・成立したのを受けて、建築関係の各団体がコメントを発表した。

日本建築士事務所協会連合会（日建連）、日本建築家協会（JIA）が、改訂を新たな出発点として、「国民が眞の豊かな社会に」として、国連開発計画の「持続可能な建築」への取り組みに意を用意した」と述べた。

建築士がいくつの情報開示の充実が図られ、建築紛争の減少にもつながる」と期待感を表明。さらに、「書面による契約締結の義務化」も日建連の設

計施「契約款の普及促進」という基本方針と整合し、設計施工のビジネスモデルの一歩前進となるものとして賛成し、前向

日本建築士会連合会（十会連合会）の三井所長は、「今回の法改正は建築士や建築士事務所、そして社会について大きな意義がある。改正を機に十会連合会

で協力して世の中の問題解決に取り組んでいきた」とコメントした。JIAの岸原太郎会長は、「この提案が法律となり、日事連の三橋邦博会長は、「今回の法改正は良質な一つの成果になつて業務のあり方の適正化、

改正建築士法

社会に大きな意義

建築関係団体 コメント歩調合わせて対応

26.6.23

建設工業新聞

土法

改正
上

設計業務の書面契約義務化や一括再委託（丸投げ）の禁止などが柱にした改正建築士法が、20日の参院本会議で可決・成立了。現行制度は「責任の所在が不明確で紛争が生じやすい」として改善を求めた建築設計議員連盟（額賀福志郎会など）として改定を始めた建築士法は、立派な時代の要請に応じて改定が行われてきたが、今回の改定の発端となったのは、日本建築士事務所協会連合会（日事連）、日本建築士会連合会（十会連合会）、日本建築家協会（JIA）の建築設計3団体が昨年11月にまとめた「建築物の設計・工事監理の業の適正化および建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」だ。

その内容に理解を示した自民党議連に勉強会（座長・山本有一院議員）が設けられ、関係団体のヒアリングを重ねながら改定案のイメージが固められた。

班



「建築物の設計、工事監理等

「業」適正化へ3会団結

書面契約義務付け責任明確化

を行つ技術者の資格を定めて、成り立つも性格も異なる団体が、政治や、同法を所管する国土交通省を巻き込んで法改正する」と評価する。

これまで制定された建築士法は、立法の目的をそつたつている。「これまで時代の要請に応じて改定が行われてきたが、今回の改定の発端となつたのは、日本建築士事務所協会連合会（日事連）、日本建築士会連合会（十会連合会）、日本建築家協会（JIA）の建築設計3団体局長は「3会の会長が手を握つて活動を始めた今回の一連の

改定法の柱は、書面契約の義務付けや管理建築士の責務明確化による業務の適正化、免許証の提示などによる情報開示の充実、建築設備に関する業務の適正化などを、特に延べ床面積300平方メートル以上の建築物の設計業務に書面契約を義務付け、丸投げ禁止も規定した背景には、「契約責任の不明確に起因する建築紛争の訴訟は依然多く、これら契約書のみな型を作成し、P.R.する」とが必要だつ」（住

改正建築士法の骨子

書面による契約等による設計等の業務の適正化
▷書面契約締結の義務化▷一括再委託の禁止▷報酬基準に準拠した契約締結の努力義務化▷損害賠償保険の契約締結の努力義務化
▷管理建築士の責務の明確化による設計等の業務の適正化▷管理建築士の責務の明確化▷管理建築士の意見の尊重義務化
▷免許証の提示等による情報開示の充実
▷免許証提示の義務化▷記載事項変更時の書き換え規定
▷建築設備に係る業務の適正化
「建築設備土」の名称規定。建築設備土の意見を聞く努力義務化
その他改正事項
▷暴力団排除▷国交相・都道府県知事による調査権▷所属建築士変更時の届け出義務化

この問題について3会は共同提案で「消費者保護の観点から適切な対応を行うためにも、契約のあり方を含めた制度の改善が望まれる」と直訴。当事者間の合意内容を証明する書面による契約を制度化する同時に、これまで共同住宅だけで禁止されていた丸投げ行為も「業務品質を下げる」となるとして対象範囲を拡大するよう求めた。議連の勉強会がヒアリングして提案を出したのは前代未聞。それ故に「いまど来た」と評価する。

ていた丸投げ行為も「業務品質を下げる」となる」として対象範囲を拡大するよう求めた。議連の勉強会がヒアリングして提案を出したのは前代未聞。それ故に「いまど来た」と評価する。

た住宅メーカーやゼネコンの団体からは、従来のビジネスモデルに影響を及ぼし、業務に支障を来しかねないと不安視する声もあつたが、規模要件などを設けることで決着がついた。

改正法は公布から1年内に施行される。国交省は関連政令の改正作業に入る。書面契約の改正作業に入れる。書面契約を徹底するためには「業界が自ら契約書のみな型を作成し、P.R.する」とが必要だつ」（住宅局担当者）としている。

22面に各団体の諮詢

士法

改正

下

建築物や施設に対する規制の強化
による国民の法律へと再生れ
る新たな出発点に。

自民党建築設計議員連盟が建
築士法改正に向かって設置した勉
強会に精力的に参加し、その必
要性を訴えてきた日本建築士事
務所協会連合会（日事連）の三
橋邦博前会長。20日の改正法成
立に寄せたコメントの中では「三橋
氏は、設計・工事監理業を営む
建築士事務所が法改正を通じて
果たすべき責務を再認識し、國
民の信頼と貢献に応じてこゝに
の決意を示した。

◆◆◆
建築物の設計・工事監理業務
の廃止化と建築士ならびくの情報
報の充実化

トラブル防ぎ消費者保護

専門家の法律から国民の法律へ

開示を充実させたのが今回の法
改正の賜物。その結果として
日本建築士会連合会（士会連合
会）、日事連、日本建築家協会
(JIA)の3団体共同提案では、
「安全・安心」な品質な建築物の
整備に設計・監理業務は重要な
役割を果たしていく。むつた上
で、業務を適正に遂行するのに
必要な事項を新たに規定する必
要性を訴えてきた。

むつした3団体の共同提案を踏
まえ、業務の書面契約を義務化
し、「括弧添記を禁止した」と
は、われらが良質な建築物の整
備に向けた大前提となることを
法律上規定したことを見出す
。加えて、国土交運省が定め
る報酬基準に準拠した契約締結
にも努力義務を課した。

◆◆◆
2005年に発覚して社会を大きな
揺籃とした震災被災者を保護

護につながる。

建築士に対する国民権や都道
府県知事による調査権の創設も
改正法のポイントの一つだ。個
別の要素を踏まえて建築士の処
分を行えるようにするのが目的
で、国交省は今後、調査手法や
担当するを明確化で進める方針
を提示する。これを義務付けの規
定も新たに設けた。さらに、法
律上で初めて「建築設備士」の
名称を規定し、その役割も明確
化した。

改訂法で新たに規定された項
目は、これまで建築設計をめぐ
るひとつの大きな課題に対応したもの
だ。需要が拡大する建築リフ
ォームでは、建築士へのなりす
ましによるトラブルが多発して
いる。これらの問題を未然に防
止するため、消費者の保
証にも努めた。

改訂建築士法を通過させ、建築
士がこれまでもつて居たもの
を「専門家中心の法律」から
「国民の法律」へと再生される

道にもなる。

改訂建築士法を通過させ、建築
士がこれまでもつて居たもの
を「専門家中心の法律」から
「国民の法律」へと再生される
道にもなる。

（編集部・建築士法改訂取
組会）